

平成 27 年 3 月 12 日

各 位

会 社 名 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)
代 表 者 名 社長兼最高経営責任者および暫定最高財務責任者
ブライアン・オカラガン
(コード番号：4589 東証マザーズ)
問 合 せ 先 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)
日本事務所 ディレクター 須賀川 朋美
(TEL：03-5789-5872 (代表))
代 理 人 ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
弁護士 高橋 謙 (TEL：03-6271-9900)

SBI社および窪田良氏による臨時株主総会開催の申立てに対する異議申立てについて

シアトル市 (2015年3月11日 (米国西海岸標準時間)) – 世界中で数百万人が罹患している視力を脅かす眼疾患の進行を遅らせることにより治療を目指す革新的な治療薬の探索および開発に取り組んでいる、臨床開発段階のバイオ製薬企業であるアキュセラ・インク (以下「当社」といいます。) は、SBIホールディングス株式会社およびその一定の関連会社 (以下「SBI社」と総称します。) ならびに当社のファウンダー兼会長である窪田良氏による、ワシントン州裁判所に対する臨時株主総会開催の申立てに対する異議申立てを行ったことをご知らせいたします。すでにご知らせいたしましたとおり、SBI社および窪田氏は、2015年3月2日 (米国西海岸標準時間) 付で、ワシントン州裁判所に対し、当社が2015年4月28日 (米国西海岸標準時間) までに臨時株主総会を開催すること、ならびに、かかる臨時株主総会を開催する旨を記した株主に対する書面による通知を可及的速やかに行うことを請求するための訴訟を提起しました。

また、すでにご知らせいたしましたとおり、当社は、2015年1月28日 (米国西海岸標準時間) 付でSBI社より書面 (以下「本書面」といいます。) を受領し、窪田良氏を除く現在の当社取締役を解任し、後任として本書面に記載された4名を取締役に選任するための臨時株主総会の開催を要請されました。本書面には、SBI社が自ら保有する株式に関し、窪田氏に対して2015年6月28日 (米国西海岸標準時間) に失効する取消不能の委任状を付与し、本書面に記載される事項に関し窪田氏が投票を行う旨の契約を締結したことが記載されておりました。それに伴い当社は、2015年2月3日 (日本時間) 付プレスリリース「株主による臨時総会開催の要請に関するお知らせ」を発表しました。また当社は、2015年3月31日 (日本時間) 付の株主名簿および実質株主名簿に登録された株主による定時株主総会を2015年6月8日午後1時 (米国西海岸標準時間) にシアトル市、ワシントン州の本社で開催することを、2015年3月4日 (日本時間) に発表いたしました。

2015年3月11日 (米国西海岸標準時間) 付のワシントン州裁判所に対する異議申立てにおいて、当社は、当社の付属定款および適用あるワシントン州会社法 (RCW 23B.07.020) に基づき、書面による臨時株主総会の要請は、かかる臨時株主総会において投票を行う権利を有する議決権の10%以上を保有する者により署名されていない限り有効ではない旨を主張しました。さらに、本書面が当社に提出された際、

SBI社は自らが保有する全株式に関し窪田氏に対する委任状を付与していることが明確に記されており、よってSBI社は臨時株主総会開催を要請するために必要な議決権を保有しておらず、かかる臨時株主総会において投票を行う権利を有していなかった旨を主張しました。従って、臨時株主総会開催を要請する本書面はワシントン州法および当社の付属定款に基づき無効であり、法的効力を持たないものであると説明いたしました。さらに当社は、窪田氏は臨時株主総会開催の要請を自ら行っていないため、本訴訟に関する救済措置を求める権利を有しないとの旨を裁判所に伝えました。

ワシントン州裁判所は、SBI社および窪田氏による臨時株主総会開催の要請の申立てに関するヒアリングを2015年3月13日（米国西海岸標準時間）に行う予定です。なお、かかるヒアリングには両当事者の代理人が出席し、双方の意見を述べることになっています。

以上

アキュセラ・インク (Acucela Inc.) について

アキュセラ・インク（日本語サイト：www.acucela.jp）は、世界中で数百万人が罹患している視力を脅かす眼疾患の進行を遅らせることにより治療を目指す革新的な治療薬の探索および開発に取り組んでいる、臨床開発段階のバイオ製薬企業です。当社と大塚製薬株式会社は、現在、当社が独自に創製した視覚サイクルモジュレーションに基づく地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性の治療薬「エミクススタト塩酸塩」および高眼圧症または開放隅角緑内障に対する治療薬「OPA-6566」の共同開発を行っています。

追加情報

本プレスリリースは、当社の取締役の選任についての委任状闘争に関する資料とみなされる可能性があります。当社は、SECおよび東京証券取引所に委任状勧誘書類を提出する予定です。**投資家および株主の皆様は、重要な情報を含む委任状勧誘書類ならびに当社がSECおよび東京証券取引所に提出済のまたは提出予定のその他の関連書類を、入手可能になり次第ご確認くださいようお願いいたします。**投資家および株主の皆様は、委任状勧誘書類およびその他の関連する書類を、SECのウェブサイト（www.sec.gov）適時開示情報閲覧サービス（https://www.release.tdnet.info/inbs/I_main_00.html）または98101ワシントン州、シアトル市、セカンド・アベニュー1301、スイート4200、アキュセラ・インクまたは当社ウェブサイトのインベスター・リレーションズに関するページ（<http://ir.acucela.com/>）（<http://ir.acucela.jp>）より無料で入手可能です。

委任状勧誘の参加者

当社ならびに当社取締役、執行役員、その他経営陣メンバーおよび従業員は、当社の取締役の選任についての委任状闘争に関する委任状勧誘の参加者であるとみなされる可能性があります。委任状闘争における当社取締役および執行役員の利益に関する情報は、当社の最終的な委任状勧誘書類に記載されます。